

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第10号**

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定は、条例附則第11項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものについて準用する。</u></p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、7.75に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。） 7.75に18を乗じたものに、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(2) 条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。） 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 勤務時間等条例第3条第5項に規定する職員 同項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を5で除して得た数に18を乗じたもの</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額</p>

第11条 略

欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が当該職員の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25を超えるときは、当該職員の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25に相当する額とする。

第11条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合
- (6) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
- (7) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(管理職手当の支給)

第20条 略

2～4 略

5 条例附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(条例第7条第9項に規定する再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が条例附則第6項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の管理職手当の月額を、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等

(管理職手当の支給)

第20条 管理職手当の月額を、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に同条第3項から第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)とする。

- (1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 78,400円
- (2) 条例第22条第1項第1号に規定する校長(前号に掲げるものを除く。) 68,600円
- (3) 条例第22条第1項第1号に規定する教頭 55,500円
- (4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 74,700円
- (5) 条例第22条第1項第2号に規定する校長(前号に掲げるものを除く。) 65,300円
- (6) 条例第22条第1項第2号に規定する副校長 57,000円
- (7) 条例第22条第1項第2号に規定する教頭 52,700円
- (8) 条例第22条第1項第3号に規定する教諭 33,900円

2～4 略

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条

に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

2 条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員のうち、前項に規定する職員について、育児休業条例附則第5項の規定により読み替えられた条例附則第6項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

（条例附則第6項の規定により減ずる額の日割計算）

第28条 給与期間の中途において、条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第11条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第6項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

#### 附 則

（給料の調整額の額の算定の特例）

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）第2条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（条例附則第6項の規定により地域手当の額から減ずる額等に関する端数計算）

例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

#### 附 則

（給料の調整額の額の算定の特例）

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

3 条例附則第6項第2号から第4号まで及び第11項に規定する地域手当の月額並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第20条第5項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成24年香川県教育委員会規則第10号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。